

県内における 価格交渉・価格転嫁の 現状と取組事例

令和7年11月13日 長崎県 産業政策課 課長 福重 武弘



Index

01. これまでの取組事例

02. 取組の成果

03. 県内の価格交渉・価格転嫁の現状



Index

02. 取組の成果

03. 県内の価格交渉・価格転嫁の現状

賃上げの実現 賃上げの原資の確保



適切な価格転嫁

課題

2 生産性の向上

①価格交渉に関する機運の醸成 ②原価計算や価格転嫁に係る根拠の説明 ③価格転嫁率の上昇

令和5年6月8日締結

令和6年6月17日締結

価格転嫁の円滑化に関する協定

⇒ 価格転嫁に関する機運を醸成

- ◆長崎県
- ◆九州経済産業局
- ◆九州運輸局
- ◆長崎労働局
- ◆長崎県経営者協会
- ◆長崎県商工会議所連合会
- ◆長崎県商工会連合会
- ◆長崎県中小企業団体中央会
- ◆長崎経済同友会
- ◆長崎県中小企業家同友会
- ◆長崎県工業連合会
- ◆長崎県トラック協会

◆連合長崎

行政機関

経済団体

発注者

労働団体

具体的な行動を促進・支援し 効果的な価格交渉へ繋げる

価格転嫁の相談・支援の強化に関する協定

- ⇒価格転嫁に向けた受注者側の行動を支援
 - ◆長崎県産業労働部
 - ◆中小企業庁長崎県よろず支援拠点 (設置機関:長崎県商工会連合会)
 - ◆中小企業庁下請かけこみ寺 (設置機関:公益財団法人 長崎県産業振興財団
 - ◆長崎県中小企業診断士協会

助言・情報提供等

(オブザーバー)

- ◆公正取引委員会九州事務所
- ◆九州経済産業局

◆長崎県商工会連合会



の確定の締結を従するため、本書の元本を1週作成し、甲が保有する。 乙、丙及び丁

大石賢吾

首府公副

吉永隆博

小的美甜

升射雅物

FF 800 27

苦奶净

東晋中村二村

西惠

医蜗邦孝 高機義弘

金和5年6月8日

甲 長崎県 長崎県知事

長崎県経営者協会 会長

長崎県倉工会議所連合会 会長

長續長中小企業家同友会 代表邦事

丁 日本分類組合統連合会長輪長連合会 会長

価格転嫁の円滑化に関する協定

パートナーシップ構築宣言の促進などによる県内の価格転嫁の機運を醸成

▶長崎県 ◆長崎県中小企業団体中央会



(協定外の事項) 第五条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合 は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

◆長崎県 ◆長崎県中小企業団体中央会 災略県(以下「甲」という。)、阪の地方支が採用(採用金業市人用採用金業用、以上交 運取力用銀額以及び増生が開発しまいう。。以下「乙」という。)、長韓川川県利信 作、保険用度が高度が、長韓県市工金属である。、長韓県工工金属である。、長韓県工工金属である。、長韓県工工金属では、大田県工工金属では、大田県工工金属では、北田県工金属では、大田県工工金属では、田田県工工金属では、大田県工工金属では、大田県工工金属では、大田県工工金属では、大田県工工金属では、田田県工工金属を、田田県工工金属を、田田県工工金属では、田田県工工金属では、田田県工工金属では、田田県工工金属では、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 ◆九州経済産業局 ◆長崎経済同友会 (1999) 第一条 本篇定は、成民と分配の好簡簡を生み出すべく、中小企業・小規模事業者における資土が実現するため、甲、乙、肉及び丁が相互に通常及び加力を打か、労務官、原材料官、エルチェーコン等の上別りを通知に協能を減することとついての返出することとなってのよう。 まずることとより、サブライターニンを体での具有が深、付加値間の向と思う。もって 面別中小企業・全成業を書の確立のと称ることとは同じませた。 ◆九州運輸局 ◆長崎県中小企業家同友会 ◆長崎労働局 ◆長崎県工業連合会 ◆長崎県経営者協会 ◆長崎県トラック協会 (協定内容の変更) 第三条 甲、乙、円及び丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議 の上、必要な変更を行う。 ◆長崎県商工会議所連合会 ◆連合長崎 第四条 本協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする

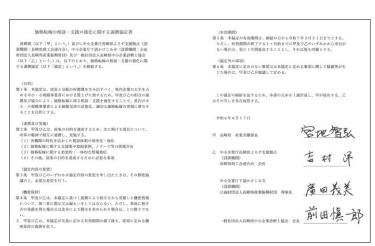


価格転嫁の相談・支援の強化に 関する連携協定

受注者側の具体的な行動を促進・支援し、効果的・効率的な価格交渉を後押し

- ◆長崎県
- ◆中小企業庁長崎県よろず支援拠点(設置機関:長崎県商工会連合会)
- ◆中小企業庁下請かけこみ寺 (設置機関:公益財団法人 長崎県産業振興財団)
- ◆一般社団法人 長崎県中小企業診断士協会
- <オブザーバー>
 - ◆公正取引委員会事務総局 九州事務所
 - ◆経済産業省 九州経済産業局







事業変革・価格転嫁サポート事業

原価計算や価格交渉の効果的な方法な ど、価格転嫁に関する相談に対し、中小 企業診断士が3回まで無料で支援

令和6年度は28社 令和7年度は13社(R7.9時点) に対し価格転嫁の支援を実施



支:

支援期間

お早めにお申込みください!

令和7年4月1日~令和8年3月10日

※期間中であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します

・地域の商工会・商工会議所または 「お問い合わせ」 ――般社団法人 長崎県中小企業診断士経

お申込みは裏面へ▶



Index

02. 取組の成果

03. 県内の価格交渉・価格転嫁の現状

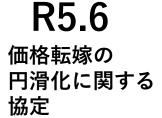




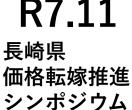
価格転嫁の円滑化に関する協定時と比較し、

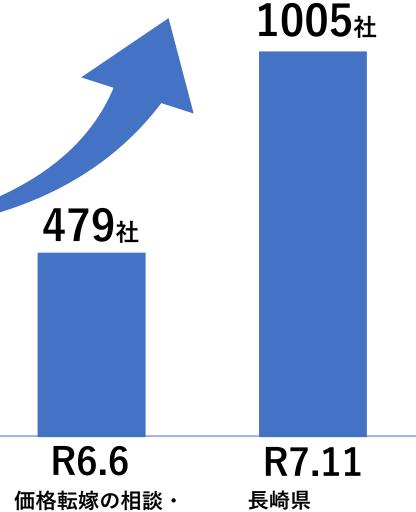
- ✓ 宣言社数は 5 倍以上に増加
- ✓ 増加率は九州で 1 位
- ✔ 県内企業に占める宣言社数も 九州で 1 位

189社



支援の強化に 関する連携協定







Index

02. 取組の成果

03. 県内の価格交渉・価格転嫁の現状

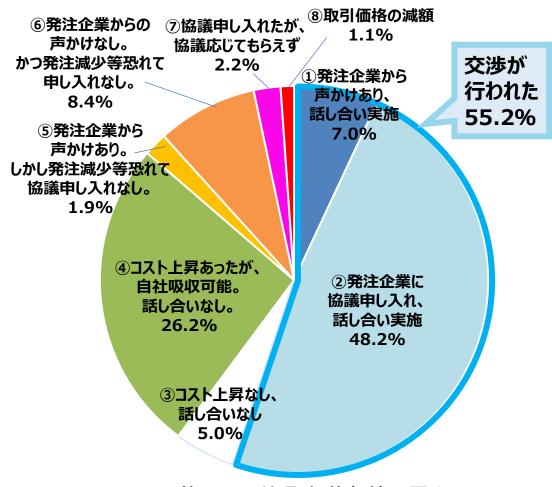


価格交渉

価格交渉ができた企業は、 全体の55.2%を占めた

ただし、コスト上昇したにも 関わらず、自社吸収可能と考 えたり、発注減少等をおそれ て交渉をしなかった企業が、

全体の36.5%を占めた



第2回 長崎県 価格転嫁に関する 実態把握アンケート (R5.11)

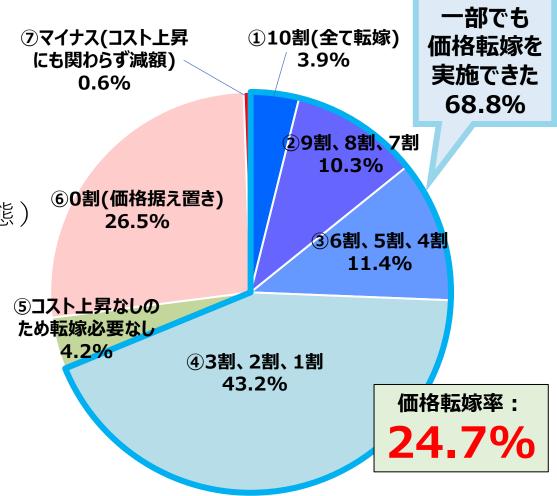


価格転嫁①

価格転嫁率は24.7% (100円価格高騰したうち 約25円のみ転嫁できている状態)

1~3割しか転嫁できない企業が**43.2**%を占める

一部でも価格転嫁を実施でき た企業は**68.8**%



第2回 長崎県 価格転嫁に関する 実態把握アンケート (R5.11)



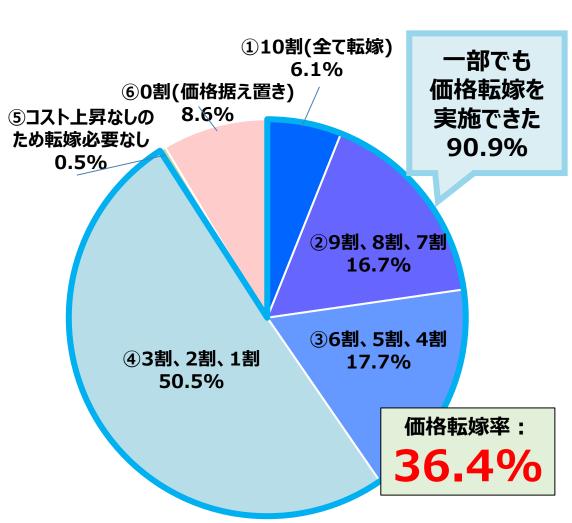
価格転嫁②

価格交渉を実施した県内事業者に絞って価格転嫁率を算出。

価格転嫁率は36.4%

一部でも価格転嫁を実施でき た企業は**90.9**%

まずは価格交渉を申し入れて、話し合いを実施することが重要



第2回 長崎県 価格転嫁に関する 実態把握アンケート (R5.11)



Index

02. 取組の成果

03. 県内の価格交渉・価格転嫁の現状



第2回 長崎県 価格転嫁に関する 実態把握アンケート

約10分で回答可能です。

一昨年度からの価格転嫁率の変化や 価格交渉に関する皆様のお困りごとを 精緻に把握し、政策立案に役立てて まいります。

ご協力のほどよろしくお願いいたします!

アンケート実施期間 11月13日(木)~12月26日(金)

